

魚津市告示第76号

令和2年度魚津市ひとり親家庭等応援事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月16日

魚津市長 村椿 晃

令和2年度魚津市ひとり親家庭等応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当受給者に対して、臨時・特別の給付措置として実施するひとり親家庭等応援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) お米券 総合食料品小売店等で1枚440円分の米と引換が可能な券をいう。

(2) 支援対象者 令和2年4月30日において、市内に住所を有し、かつ、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき児童扶養手当の支給を受けている者をいう。

(支援対象者に対する支援方法等)

第3条 市は、支援対象者に対し、郵送により、お米券を送付する。

2 前項の規定により支援対象者に対して送付するお米券は20枚とする。

(送付開始日及び送付期間)

第4条 支援対象者に対するお米券の送付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 お米券の送付期間は、前項の規定により定められた送付開始日から令和2年9月末日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(ひとり親家庭等応援事業に関する周知)

第5条 市長は、ひとり親家庭等応援事業の実施に当たり、支援対象者の要件、送付方法、送付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法に

よる住民への周知を行う。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第6条 お米券を受領する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。